

令和5年度 第2回山形市障がい者 自立支援協議会定例協議会	日 時	令和6年2月13日(火) 10:00～12:00	進 行	山形市 (海和氏)	記録 者	心音 (竹田氏)
	場 所	山形市庁舎11階 大会議室				
出席者	別紙の通り					
議 題	内 容					
1 開会						
2 会長あいさつ						
3 報 告 (1) 令和5年度活動実績について ・・・資料1	<p>資料1をもとに事務局より令和5年度の活動実績を報告。</p> <p>定例協議会 事務局会議 専門部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援部会 ・就労支援部会 ・保健医療部会 ・生活支援部会 ・こども部会 ・安心生活部会 <p>○質疑応答</p> <p>【委員】</p> <p>8ページの安心生活部会の活動において、他市の災害時の受け入れ体制の事業所の取り組みを学び山形市の災害時の支援体制に活かすとあるが、能登半島地震の教訓を生かし、福祉避難所が開設できるのか、開設した際の問題点はないかといったことについて検討していただきたい。</p> <p>【事務局】</p> <p>上山市の生活介護事業所である「ここあはうす」は地域生活拠点等事業における緊急時の受け入れ先として、事前に登録された身体障がいのある方や医療的ケアが必要な方の受け入れ先となっているとのことだった。</p> <p>能登半島地震では開設された福祉避難所が少なく、山形市でも避難方法だけでなく、受け入れ先となる施設を増やしていきたいと考えている。具体的には、入所施設だけでなく日中集活動系サービスの事業所へ協力を呼びかけていきたいと考えており、今後も引き続き部会を通じて検討していく。</p> <p>【委員】</p> <p>能登半島地震の教訓を生かしていただきながら、福祉避難所のあり方について検討していただきたい。</p> <p>また、8ページのこども部会の活動において山形市医療的ケア児支援連絡会</p>					

<p>(2) 事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供の義務化について ……資料2</p>	<p>議が開催予定である。個別避難計画の作成について山形市は遅れているようであり、同意を得ていない方の個別避難計画の作成について、行政としてどのように取り組んで行くのか、スピード感を持って検討して頂きたい。</p> <p>資料2をもとに事務局より説明。</p> <p>【委員】 事業者の合理的配慮の提供が義務化されるとあり、市に事業者から相談等があったか。また、事業者に対する周知広報はどのように行っているか。</p> <p>【事務局】 これまで市が受けた事業者からの相談実績はない。周知広報については、山形市で設置している山形市障がい者差別解消支援地域協議会で周知を行ったほか、山形商工会議所に依頼し、会員企業向けに発行している商工月報12月号にも合理的な配慮が義務化されることを掲載いただいた。山形市の公式ホームページにも掲載しており、今後も周知に取り組んでいく。</p> <p>【委員】 事業者からのどのようなことが合理的配慮の提供の義務違反になるかといった相談や、障がいのある方からの合理的配慮の提供をしてもらえないという苦情の受付先も併せて周知する必要があると思うが、それは周知されているか。</p> <p>【事務局】 山形市では障がい福祉課と相談支援センターが相談窓口となる。国では「つなぐ窓口」を試験的に開設しており相談先の紹介を行っている。併せて周知していきたい。</p> <p>【委員】 障がいのある方だけでなく、事業者にとっても大事なことであり、トラブルが起きないように周知を行って欲しい。</p> <p>【委員】 具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要とあるが、その判断は相談先がするのか。</p> <p>【事務局】 事業者の判断となる。求められた合理的配慮の提供が難しい場合は、障がいのある方と事業者による建設的対話によって、対応案を検討することが求められている。</p> <p>資料3をもとに事務局より説明。</p>
---	--

(3) 山形市障がい福祉計画(第7期計画)及び山形市障がい児福祉計画(第3期計画)の計画案について
・・・資料3-1、
資料3-2

【委員】

第4章成果目標の6相談支援体制の充実・強化等において基幹相談支援センターの設置とあるが、現在6つの相談支援事業所に委託し設置されている山形市相談支援センターをICT化等によって基幹相談支援センターとするのか、あるいは新たに1か所基幹相談支援センターを設置するのか教えて欲しい。

【事務局】

現在山形市相談支援センターは実質的に基幹相談支援センターの役割を担っており、いずれか1か所または6か所全てに基幹相談支援センターの委託が想定される。基幹相談支援センターの設置については、相談体制の議論が必要となり、今後もより効果的な相談体制となるよう検討していきたい。

【委員】

現計画の成果目標の8発達障がい者等への支援体制の構築が新計画では記載がなくなり、新たに就労継続支援B型事業所における工賃水準の向上となっている。発達障がい者への支援についても大事な分野と思うが、どのような考え方で成果目標が変わったのか教えて欲しい。

【事務局】

現計画の成果目標の8発達障がい者等への支援体制の構築については、山形市独自の成果目標であり、既に目標を達成したことから、新計画では第5章成果目標に関連する指標の(3)発達障がい者等に対する支援として記載し、体制を維持向上していく。新計画の成果目標である8山形市の就労継続支援B型事業所における工賃水準の向上は、山形市の工賃水準が全国と比較して低いことが課題となっていることから、新たに山形市独自の成果目標として設定したものである。

【委員】

新計画の第4章成果目標の3地域生活支援の充実に地域生活拠点コーディネーターの配置とあるが、相談支援事業所の中でどのような役割の方が担うのか教えて欲しい。

【事務局】

地域生活拠点コーディネーターは緊急時におけるサービスの利用調整を行うことから、平時からサービスの利用調整を行っている相談支援専門員が担うことを想定している。

【委員】

新計画の第4章成果目標の8山形市の就労継続支援B型事業所における工賃水準の向上について、山形市が大部分を占める山形県の工賃水準はずっと低

<p>4 その他 就労継続支援 B 型事業所パンフレットの紹介について</p> <p>5 閉会</p>	<p>く、全国最下位か最下位から 2 番目である。活動指標では、障がい者就労施設等からの物品等調達目標額以上に取り組むとあるが、これまでも達成されているものである。工賃水準の向上のためには、これまでの取組みだけでなく他自治体への視察など、どのように検討していくのか教えて欲しい。</p> <p>【事務局】 工賃水準の向上については、これまでも山形市障がい者自立支援協議会就労支援部会を活用し、研修会を開催するなど取り組んでいる。今後は、令和 6 年度中に設置する検討の場において、工賃向上のための取組を検討・企画し山形県共同受注センターと適切な連携を図りながら取り組んでいく。</p> <p>【委員】 工賃水準が向上している市町村を視察し、取組みを調査研究するなどし、新計画に盛り込んでほしい。</p> <p>【事務局】 検討の場等を活用し、他自治体の調査・研究も行っていく。</p> <p>事務局より就労継続支援 B 型事業所パンフレットの紹介</p>
---	--